

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する
環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令
(平成 31 年 1 月 22 日公布・環境省令第 2 号)

平成 31 年 1 月
環 境 省
環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

- 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている（非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。）。そして廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項においては、地下水汚染防止等の措置が講じられている一般廃棄物処理施設と同様の性状を有する管理型最終処分場の設置者に限り、上記届出により当該施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとされている。
- そのため、現行制度上、平成三十年七月豪雨において大量に発生した災害廃棄物（一般廃棄物）のうちコンクリートくず等を安定型最終処分場において埋立処分する場合には、通常、一般廃棄物処理施設の設置に関する都道府県知事の許可が必要である。
- しかしながら、今回の豪雨により、被災地域においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらを迅速にかつ適切に処理する必要がある。
- そこで、「平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年 8 月 10 日公布・環境省令第 16 号）」（以下「特例省令」という。）においては、安定型最終処分場の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物のうち、有害物質等を含む廃棄物が付着・混入しないよう適切に分別等の措置が講じられたもの（適切に分別されたコンクリートくず等）を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講じている（有効期間は平成 32 年 7 月 31 日まで）。
- 今般、被災自治体からの要望等により特例省令の対象となる地域の範囲を拡大する必要が生じたことから以下のとおり改正することとする。

2. 改正の内容

- 特例省令第2条第1項第8号について、「平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。）」の規定を「平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県又は佐賀県の区域内において生じたものに限る。）」に改める。

3. 施行の日

公布の日